

笹塚中学校PTA規約

保存版

**3年間使用しますので、大切に保管してください。
PTA総会には必ず持参してください。
改定分は、配布されるフリントを最後のページに
貼ってください。**

笹塚中学校PTA

笹塚中学校 〒151-0073 東京都渋谷区笹塚3-10-1
TEL.03-3376-3364/FAX.03-3376-3500

笹塚中学校PTA規約

昭和26年	4月 21日改正	平成 3年	3月 23日改正
昭和27年	4月 26日改正	平成 8年	3月 12日改正
昭和29年	5月 1日改正	平成12年	3月 14日改正
昭和31年	3月 23日改正	平成13年	3月 13日改正
昭和38年	5月 11日改正	平成13年	5月 19日改正
昭和40年	4月 30日改正	平成14年	3月 14日改正
昭和42年	5月 6日改正	平成16年	3月 13日改正
昭和43年	5月 11日改正	平成17年	5月 14日改正
昭和45年	4月 25日改正	平成18年	3月 14日改正
昭和46年	4月 24日改正	平成21年	12月 19日改正
昭和50年	4月 28日改正	平成22年	12月 22日改正
昭和57年	4月 27日改正	平成27年	5月 15日改正
昭和58年	4月 26日改正	令和2年	2月 28日改正
昭和61年	4月 25日改正	令和3年	3月 1日改正
昭和63年	3月 22日改正		

第1章 総 則

第1条 本会は笹塚中学校PTAといふ事務所を笹塚中学校内に置く。

第2条 本会は学校と家庭とが協力して生徒の幸福なる成長を図り、教育環境の充実を期すると共に、会員の修養と親睦とによって、民主社会の進展に努めることを目的とする。

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体であるから次の方針によって運営する。

1. 青少年の福祉のために活動する他の社会的諸団体とは協力するが、営利的、宗派的、政党的な団体とは関係をもたない。
2. 学校問題について討議し、その活動を助けるために意見を述べ、教育予算充実のために努力するが、学校管理や教員の人事には干渉しない。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 生徒の学習生活の向上増進、並びに福利厚生、保健衛生に関すること。
2. 会員の研修、福利厚生並びに親睦向上に関すること。
3. 学校施設の充実改善並びに諸行事の協力に関すること。
4. 教員の研究、視察等の協力並びに教育の進展に役立つこと。
5. その他必要と認められること。

第2章 会員と会費

第5条 本会の会員は生徒の保護者と教員で構成する。

第6条 会員は次の会費を負担する。会費は入会金生徒一人当たり100円と会費月額400円とする。但し事情により減免する事ができる。

第3章 役員および会計監査委員

第7条 本会に次の役員および会計監査委員を置き、その任期を1年とする。1年間だけは再任しても差しつかえない。
(再任とは引き続き同一役職につくことをいう。)

- | | | |
|-----------|------|--------------|
| 1. 会 長 | 1名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 3名以上 | 保護者2名以上 教員1名 |
| 3. 書 記 | 3名以上 | 保護者2名以上 教員1名 |
| 4. 会 計 | 3名以上 | 保護者2名以上 教員1名 |
| 5. 会計監査委員 | 3名以上 | 保護者2名以上 教員1名 |

第8条 役員および会計監査委員は、指名委員会の指名により、総会の承認を経て就任する。

第9条 役員および会計監査委員の任務を次の通りとする。

1. 会長は総会、運営委員会、合同委員会を招集する。又、常置委員会、特別委員会に出席して意見を述べる事ができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理する。
3. 書記は本会の事務を処理し、各委員会の連絡に当たり、総会並びに運営委員会、合同委員会の議事を記録保管し各会合の通知を発送する。
4. 会計は収入支出を記載し、総会の都度収支を報告し、年度末には決算書を作成し会計監査委員会の監査を経て会計報告を総会に提示する。
5. 会計監査委員は前期・後期の年2回会計監査する。

第4章 機 関

第10条 本会の事業を行うため次の機関を置き、その組織任務を次の通りとする。

1. 総会は毎年5月に開き予算の審議、決算の承認、会務報告、規約の改正等を行う。但し必要のあるときは臨時に総会を開くことができる。また、新役員の承認は前年度末迄に臨時に総会を開いて行う。この新役員には新年度入学予定の保護者を含めることができる。

総会は会員の3分の1の出席(委任状を含む)を以て成立する。

2. 運営委員会の委員は、役員、常置委員会の各委員長、副委員長及び各委員会担当の教員、学年主任として本会運営の主体となる。
3. 常置委員会は次の5委員会とし、原則として学年委員は各学級より2名・教養・厚生・広報・校外委員は各学年より2名、各委員会ごとに教員1名が担当する。但し、学級数・生徒数の増減等により委員人数変更の必要があれば、運営委員会の承認を得てそれを認める。各委員会は、その委員長がこれを召集し、司会する。
 - (1) 学年委員会は、各学級2名の委員をもって構成し当該学年の諸問題に関する連絡協議を行い、学年の運営に協力する。
 - (2) 校外委員会は、地域環境の浄化及び関係機関と協力して生徒の校外生活の善導に努める。
 - (3) 教養委員会は、会員相互の教養と親睦を高める諸行事の立案実施に当たる。
 - (4) 厚生委員会は、会員の福利厚生と親睦を図ると共に生徒の保健衛生・学校施設の改善・環境の整備に協力する。ベルマークの運営に当たる。
 - (5) 広報委員会は、会報の発行に当たる。
4. 特別委員会は、必要に応じ運営委員会の決議により設置する。
5. 会計監査委員会の委員は会計監査に当たり、監査報告を総会で行う。
6. 合同委員会は、運営委員会に於いて緊急必要と認められたとき、これを開くことができる。

合同委員会は役員及び各委員会の委員を以て組織し、本会共通の運営に当たり、総会を代行することができる。

但し、指名委員会の委員は除く。

7. 指名委員会は、各学級より選出された各1名の保護者と教員より選出された3名の教員および運営委員会で選ばれた1名を以て組織し、役員候補者及び会計監査委員候補者を指名して総会の承認を得るものとし、総会の承認を得た時に任期は終了する。

第11条 常置委員会、特別委員会は、いかなる事業計画についても運営委員会に諮るものとする。

第12条 学級より選出された委員は、学級担任の助言を得て、その学級の教育上必要な事項を話し合い、学年の行事に協力する。

第13条 常置委員会、特別委員会、会計監査委員会の委員長、副委員長は、その委員会の互選により選出し、会長はこれを委嘱する。

第14条 各委員会の委員の任期は特別の定めのあるものを除き1ヶ年とする。但し、再任してもよい。

第15条 運営委員会および他の委員会は、随時開催する。

第16条 各会合の議決は出席者の過半数によって決定し、可否同数のときは議長が決定する。

第5章 会 計

第17条 本会の経費は会費、寄付金、事業収益金その他による。

第18条 本会の経費はPTA活動費と学校協力費に区別し、これを予算に明示するものとする。

第19条 予算施行に際し款の予算額の変更の場合は総会、項及び目の予算額の変更の場合は運営委員会の承認を要する。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

第21条 学校長は各会合に出席し意見を述べることができる。

第22条 会員並びに家族の間で起こった慶弔禍福に際して、本会は慶弔内規に基づき見舞金を贈呈し見舞慶弔の意を表する。

PTA慶弔内規

弔慰金	本校生徒	一律 10,000 円
	会員	一律 10,000円
見舞金	本会の会務随行中または会務が原因による会員の傷病	一律 10,000円

※その他は役員会で協議する。

付 則

1. 本規約は総会の議決によらなければ変更できない。
2. 総会の承認を受け運営上の細則を設けることができる。
3. 第3章 第7条は、特別の事由(指名委員会の要請)がある場合に限り、運営委員会の承認を得て適用しないことができる。